

○財務省告示第十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年一月十一日

財務大臣 安住 淳

- | | | |
|---|----------------|---|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（五年）（第一百一回） |
| 二 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 平成二十三年法律第六号（第一条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第六十七号）第六十九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項）
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に価格競争入札において、価格競争入札において |
| 三 | 振替法の適用等 | |
| 四 | 発行方法 | |

五

イ
方募

行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	入	決
び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	入	定
国	発	競	I	加	場	入	入	行	争	の	

定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し、得られる価格をその発行（以下「競争入札発行」という。）の価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）の価格を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非競争入札発行」という。）の決定を、その後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定め、市場特別参加者・第II非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高いものからそのうち応募額を順次割り当てる。応募額を案分により各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲を割り当てる。

十 十 十
七 六 五

十
四

十 十
三 二

ロ イ

元 償 償
利 還 還
金 金 期
支 額 限

後 第
の 二
利 期
子 以

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争

日 額 平 る い 日 毎
本 面 成 利 て を 年
銀 金 二 子 、 支 六
行 額 十 八 支 の 期 月
百 円 年 十 日 以 十
に 十 二 前 六 月 間 二
つ 二 月 月 間 属 十
き 百 日 属 十
百 円 日 属 十

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 下 は 期 た 期 平 年
定 、 、 が 金 と 成 ○
す 次 、 そ の 額 し 、 二 ・
る 号 所 の 行 を 支 次 十 四
期 及 翌 休 支 の 算 年 四
日 第 業 業 払 算 六 月 十
に 十 日 日 日 日 式 月 二
つ 五 支 日 日 日 日 日 日
い 号 払 日 日 日 日 日 日
て 十 日 日 日 日 日 日
同 五 日 日 日 日 日 日
じ 号 日 日 日 日 日 日
。 十 日 日 日 日 日 日
。 日 日 日 日 日 日
以 日 日 日 日 日 日
て 日 日 日 日 日 日

額 以 額
面 上 面
金 の 金
額 そ 額
百 円 百
円 ぞ 円
に れ 十
つ の 九
き 必 百
百 募 円
円 価 十
二 格 九
十 十 錢

十九 十八

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平成 財務
二十 大臣
三年 から
十二 通知
月 を
二十 受
日 けた
者